



第4次

宮古島市
男女共同参画計画
うい・ずうプラン



概要版

令和4年3月
沖縄県 宮古島市



計画策定の趣旨

宮古島市では、平成7(1995)年に旧平良市で女性行政係が設置され男女共同参画の取り組みが始まりました。合併後の平成19(2007)年に「第1次宮古島市男女共同参画計画」を策定して以来、様々な取り組みを推進しています。また、平成30(2018)年3月には「宮古島市男女共同参画推進条例」も制定し、男女共同参画に係る様々な取り組みを積極的に推進する環境を整えてきました。

「第3次宮古島市男女共同参画計画」が令和3(2021)年度で終了することから、これまでの取り組みを検証し、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、「第4次宮古島市男女共同参画計画(うい・ずうプラン)」を策定することとしました。

計画の位置づけ

- ①男女共同参画社会基本法と宮古島市男女共同参画推進条例に基づく計画で、沖縄県の「第6次沖縄県男女共同参画計画」とも整合性を確保しています。
- ②宮古島市男女共同参画懇話会からの提言「第4次宮古島市男女共同参画計画の策定に向けて」の趣旨を勘案して策定しています。
- ③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に定められた「女性活躍推進計画」と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に定められた「DV対策基本計画」の内容を含んでいます。
- ④「第2次宮古島市総合計画」の基本目標を構成する重要な要素であり、「宮古島市子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、各種関連計画とも整合性を確保しています。
- ⑤男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取り組みの方向性と具体的な施策を示し、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる行動計画です。

計画の期間

本計画の期間は、
令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

計画を着実に推進していくために

庁内の推進体制を強化しながら、事業者や民間団体の方々にもご協力いただき、市民の皆様と一体となって取り組んでいきます。

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う」社会です。

この計画では、第3次計画までの基本理念「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」を引き継ぎ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

本計画の基本理念

共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して

計画の基本目標

以下に挙げる4項目の基本目標を設定し、基本目標のそれぞれについて、現状と課題及び施策の方向を明らかにするとともに、その成果を確認するための成果指標と数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ

男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

基本目標Ⅱ

個性と能力を認め合う社会の実現

基本目標Ⅲ

一人ひとりが自立する社会の実現

基本目標Ⅳ

誰もが安心して暮らせる社会の実現

「男女共同参画社会」 とは？

「男は仕事」「女は家庭」「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などなど……。

性によって男女の役割を決めるのではなく、それぞれの個性や能力を認め合い助け合う社会。それがあたりまえとなる社会が「男女共同参画社会」です。

「うい」は英語の We で「私たち」、「ずう」は方言の「行きましょう」の意で、男女が共に歩む情景をイメージしたものです。また、連続音としての「ういず」は英語の With「一緒に」という意味があり、すべての市民・老若男女が「男女共同参画社会」の実現に向けて、ともに歩んでいこうという期待を込めています。

宮古島市がつくる 「うい・ずうプラン」 とは？



愛称 みーや



男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現



男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において対等な立場で参画していく必要があることから、男女共同参画社会の重要性について、幼児期からの発達段階に応じた指導を行い、長期的視野に立った取り組みを続けていく必要があります。

DVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられるため、暴力を許さない意識づくりを子どもの頃から徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた幅広い取り組みを推進します。

課題1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

市民一人ひとりが、自立と思いやりの意識を持ち、個人の尊厳とジェンダー平等の理念が尊重されるよう、教育と学習を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた様々な制度・慣習等の見直しに取り組みます。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画社会を実現するための教育・学習の実施 ② 男女共同参画の視点に立った制度、慣習・慣行の見直し
--------------	---

課題2 人権尊重の意識育成

人権尊重意識の醸成に向け、広報啓発活動の推進と、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透に努めます。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報啓発活動の推進 ② セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 ③ 異文化への理解と交流の推進
--------------	--

課題3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、関係機関との連携を深め、被害者への支援体制の充実・強化を図ります。

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ① あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者への支援体制強化 ② あらゆる暴力やハラスメントの防止に向けた取り組み
--------------	---

成果指標と数値目標

※1 市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」と回答した人の割合

※2 市民意識調査で「うい・ずうプラン」という言葉を「よく聞く」または「聞いたことがある」と回答した人の割合

評価指標	令和3年度（現状値）	令和8年度（目標値）
「男は仕事、女は家庭」という考え方に囚われていない※1市民の割合	82.7%（令和元年度）	90%
「うい・ずうプラン」の周知度※2	14.8%（令和元年度）	50%
男女の不公平感について 「特に不公平感を感じない」と回答した人の割合	27.0%（令和元年度）	30%
配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力(DV)を受けたことが「ない」と回答した人の割合	78.6%（令和元年度）	85%
「男女共同参画社会」の周知度	84.0%（令和元年度）	100%

基本目標
II

個性と能力を認め合う社会の実現



市の審議会等の女性委員の占める割合を引き上げるため、代表に限らず各団体等には女性に出席してもらうよう促進するとともに、民間公募の場合には男女枠を規定するなど、実効性のある手法を検討します。

地域で暮らす様々な立場の市民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供を行うとともに、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援を行います。

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等委員への女性登用や女性職員の職域拡大・管理職登用の促進に取り組むとともに、様々な領域で活躍する女性リーダーの発掘と育成に努めます。

施策の方向

- ① 審議会等委員及び女性職員の登用促進
- ② 女性リーダー育成と人材リストの活用

課題2 地域共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

市民がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進め、地域共生・協働社会を実現するため、地域社会における男女共同参画につながる取組を促進します。

施策の方向

- ① 地域社会における男女共同参画の促進

課題3 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭における固定的な性別役割分担意識を解消し、家族が性別に関わりなく家事、育児、介護などに積極的に関わるジェンダーフリーなライフスタイルを広げるため、様々な場面を活用して情報発信と意識啓発を進めます。

施策の方向

- ① 家庭生活における男女共同参画への理解と協働

成果指標と 数値目標

評価指標	令和3年度（現状値）	令和8年度（目標値）
審議会等委員への女性登用割合	27.6% (R3.4.1現在)	35%
市管理職（課長級以上）に占める女性の割合	7.7% (R3.4.1現在)	16%
地域・自治会で男性と女性が「平等である」と回答した人の割合	25.0% (令和元年度)	35%
男性の平日の家事にかかる平均時間	1.6時間 (令和元年度)	2.0時間
家庭で男性と女性が「平等である」と回答した女性の割合	38.7% (令和元年度)	60%

基本目標
III

一人ひとりが自立する社会の実現



「高齢単身世帯(女性)」や「ひとり親世帯(母子世帯)」は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取り組みが必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援を行います。

妊娠・出産・育児などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な扱い(マタニティ・ハラスメント)を受けることなく就業を継続していくためにも、事業所に対して、就業環境の整備を促進させるための啓発を継続して実施します。

課題1 自立に向けた人材育成と就業支援

生活面や経済面での自立を図ることは精神的自立につながり、生き方を主体的に選択することを可能にします。自立に向けた啓発と意識の醸成に引き続き取り組むとともに、特に女性と高齢者の自立支援に力を入れていきます。

施策の方向

- ① 自立に向けた啓発と意識の醸成
- ② 女性の就業能力開発支援
- ③ 起業を目指す女性への支援

課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の削減や休暇取得などによる働き方改革の推進に向け、事業所に対して就業環境整備を促進させるための啓発活動を行うとともに、男女間格差の是正に向けた自主的かつ積極的な取組(ポジティブ・アクション)を促します。

施策の方向

- ① ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と法制度の周知
- ② 企業への取り組み促進

成果指標と
数値目標

評価指標	令和3年度(現状値)	令和8年度(目標値)
男性職員の育児休業取得の割合	16.7%	17%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「よく聞く」または「聞いたことがある」と回答した人の割合	58.2% (令和元年度)	65%
「ワーク・ライフ・バランス」に既に充分に取り組んでいると回答した事業所の割合	37.4%	50%

基本目標 IV

誰もが安心して暮らせる社会の実現



生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについて気軽に相談できる体制を充実します。

性的志向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、等を理由に社会的困難を抱えている人たちが困難を抱えることがないように、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

東日本大震災の教訓を活かし、平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別だけでなく、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ります。

課題1 生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進

生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談、健康診査実施体制の充実を図るとともに、地域における見守り体制強化と高齢者の生きがいづくりを促進します。

施策の方向

- ① 健康保持増進事業の推進、生涯を通じた健康支援
- ② 高齢者及び障がいのある人に対する生活自立支援

課題2 困難を抱える人々が安心して暮らせる支援

ひとり親家庭等に対し、相談窓口のワンストップ化、子どもの学習支援や居場所づくり、養育費の確保支援、災害時の緊急対応など、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、貧困世帯や子どもへの支援、働き続けるための就業環境整備等を促進します。

施策の方向

- ① 生活上の困難を抱えた人々への支援
- ② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実
- ③ 働き続けるための就業環境の整備
- ④ 男女共同参画の視点にたった緊急時対応

課題3 男女共同参画の視点にたった防災対策

平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別だけでなく様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ります。また、災害・復興時に関わる諸問題について、女性や子育て世帯、高齢者などのニーズも踏まえた取組ができるよう努めます。

施策の方向

- ① 災害等発生を想定した平時からの備え

成果指標と 数値目標

評価指標	令和3年度（現状値）	令和8年度（目標値）
女性の活躍を推進するための取り組みについて「何らかの取り組みを実施している」と回答した事業所の割合	73.8%	80%

～共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して～



職場では…

誰もが仕事や家事のことを
バランスよく行えるよう
職場環境をつくっていき
ます。



家庭では…

家事、育児、介護などを
家族みんなで協力して
行います。



地域では…

地域住民がみな積極的に
地域活動に関わり、
住みよいまちづくりを
進めます。



学校では…

子どもたちの、自分や他人を
思いやる心を育て、一人ひと
りの個性と能力を伸ばす
教育を進めます。



方針決定の場では…

審議会等委員への女性登用
などの促進と、様々な領域で
活躍する女性リーダーの
発掘・育成に努めます。

第4次宮古島市男女共同参画計画 うい・ずうプラン

概要版

発行年月 令和4(2022)年3月

編集 宮古島市 働く女性の家
〒906-0013 宮古島市平良字下里442番地
TEL/FAX 0980-73-5245